資金決済に関する法律に基づく利用終了および払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、パラテクノ株式会社発行の「テレビカード」につきましては、令和８年１１月２６日（木曜日）をもちましてご利用を終了させていただいたことに伴い、資金決済に関する法律第２０条第１項に基づき、パラテクノ株式会社にて払戻しを実施させていただきます。「テレビカード」をお持ちのお客様は、以下の払戻しの申出期間内にお申出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

パラテクノ株式会社

2. ご利用終了および払戻しを行う前払式支払手段の種類

社団法人京都保健会　吉祥院病院で販売したテレビカード（ベッド柄カード 952 度数）

（表面）



（裏面）



３．ご利用終了日

令和８年１１月２６日（木）

４．払戻し申出期間

令和８年１１月２７日（金）　～　令和９年３月５日（金）

受付時間：午前９時００分～午後５時００分

※土、日、祝祭日、年末年始（12/28～1/4）は除く

※ 当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

※ 郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日から１週間以内の消印までが有効となります。

５．申出および払戻しの方法

社団法人京都保健会　吉祥院病院（京都府京都市南区吉祥院井ノ口町 43）に設置した精算機による払戻し手続きを実施することで申出とします。

【手順】

テレビカードを挿入する。→ 精算可能金額が表示されます。→ 「精算」ボタンを押下する。

※「精算」ボタンが押下されると、払い戻される金銭が現金で払い出されます。

※精算機による払戻し手続きが行えない方について

退院および転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、以下の手順で申し出ください。

① 「住所」「氏名」「連絡先」を下記お問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。

② 当社より「返信用封筒」と「テレビカード払戻し申請書」を郵送いたします。申出人情報（氏名、住所、連絡先）および振込先金融機関情報をご記入いただき、お持ちの「テレビカード」を同封のうえ、送付した返信用封筒にて郵送してください。

※郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日から１週間以内の消印までが有効となります。

③ 郵送された「テレビカード払戻し申請書」の内容と「テレビカード」の利用残高を確認し、残高相当金額を先着順全額払いとして申出者の指定口座へ振込みます。尚、別途「テレビカード払戻し計算書」を郵送し、残高および振込金額をご連絡いたします。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）

尚、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

６．お問い合わせ先

パラテクノ株式会社

東京都文京区本郷５丁目２８番３号　電話（03）3868 - 0327

受付時間：午前９時００分～午後５時００分（土、日、祝祭日、年末年始（12/28～1/4）は除く）

令和８年１１月２７日　パラテクノ株式会社